



薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2022/02/26



本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. 日本薬剤会認証局の現状
3. 申請から発行までの流れ

本日の話の流れ

- 1. 薬剤師資格証の発行に至るまで**
2. 日本薬剤会認証局の現状
3. 申請から発行までの流れ

薬剤師資格証の発行に至るまで

- ▼当初は電子証明書のみを発行を準備
 - 2006：前年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた検討を開始
 - 2012：厚労省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ち上げ、実証事業用に薬剤師電子証明書（仮）を発行
- ▼薬剤師資格証の発行にシフト
 - 2014：前年の医師資格証発行に呼応し、薬剤師資格証発行に関する検討を開始。発行運用等を見直し。
 - 2016/4：厚労省より「日本薬剤師会認証局」の承認
 - 2017/3：本会役員への発行開始

薬剤師資格証



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり



「薬剤師」であることを証明

他の電子署名との違い

電子署名サービス事業者による本人確認及び資格確認の全体像

	改定前		改定後	
	本人確認	資格確認	本人確認	資格確認
HPKI	HPKI認証局のポリシーにより規定			
認定 認証事業者 (内閣総理大臣及び 法務大臣が認定。 現在10社が認定。)	電子署名法施行 規則第5条第1項 又は第2項を満 たすため OK	特 段 の 記 載 な し	電子署名法 施行規則第5 条第1項又は 第2項を満た すため OK	事業者による資格確認は、 ① <u>利用者からHPKIを用いた電子署名の提供</u> を受 けること ② <u>利用者から国家資格免許証等の原本又はコ ピー等の持参、郵送又は送信</u> を受けること (コピー等：紙の場合はコピーに実印と印鑑登録証明書。 電子の場合はスキャンに電子署名法施行規則第5条第 1項及び第2項を満たす電子署名) ③ <u>利用者から電子的に国家資格等情報と連携して 提示できる仕組みを用いて提示</u> を受けること ④ <u>医療機関から利用者の資格保有の事実の立証</u> <u>を受けること</u> のいずれかとともに、 ①～④について 外部評価が必要 ※①～④のいずれかによって資格確認を行った後、 利用可能となった当該電子署名を利用者が他の事 業者に提供した場合、提供を受けた事業者が別途 資格の確認を行う必要はない。(この場合でも外 部評価は必要)
認証事業者	認定認証事業者 と同等の厳密さ で本人確認を行 えば OK		電子署名法施 行規則第5条第 1項又は第2項 を満たすかど うか、第三者 による 外部評 価が必要	
サービス 提供事業者 (立会人型署名)	特段の記載なし			
公的個人認証 サービス	OK		OK	

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
- 2. 日本薬剤会認証局の現状**
3. 申請から発行までの流れ

薬剤師資格証発行に対する基本的な考え方

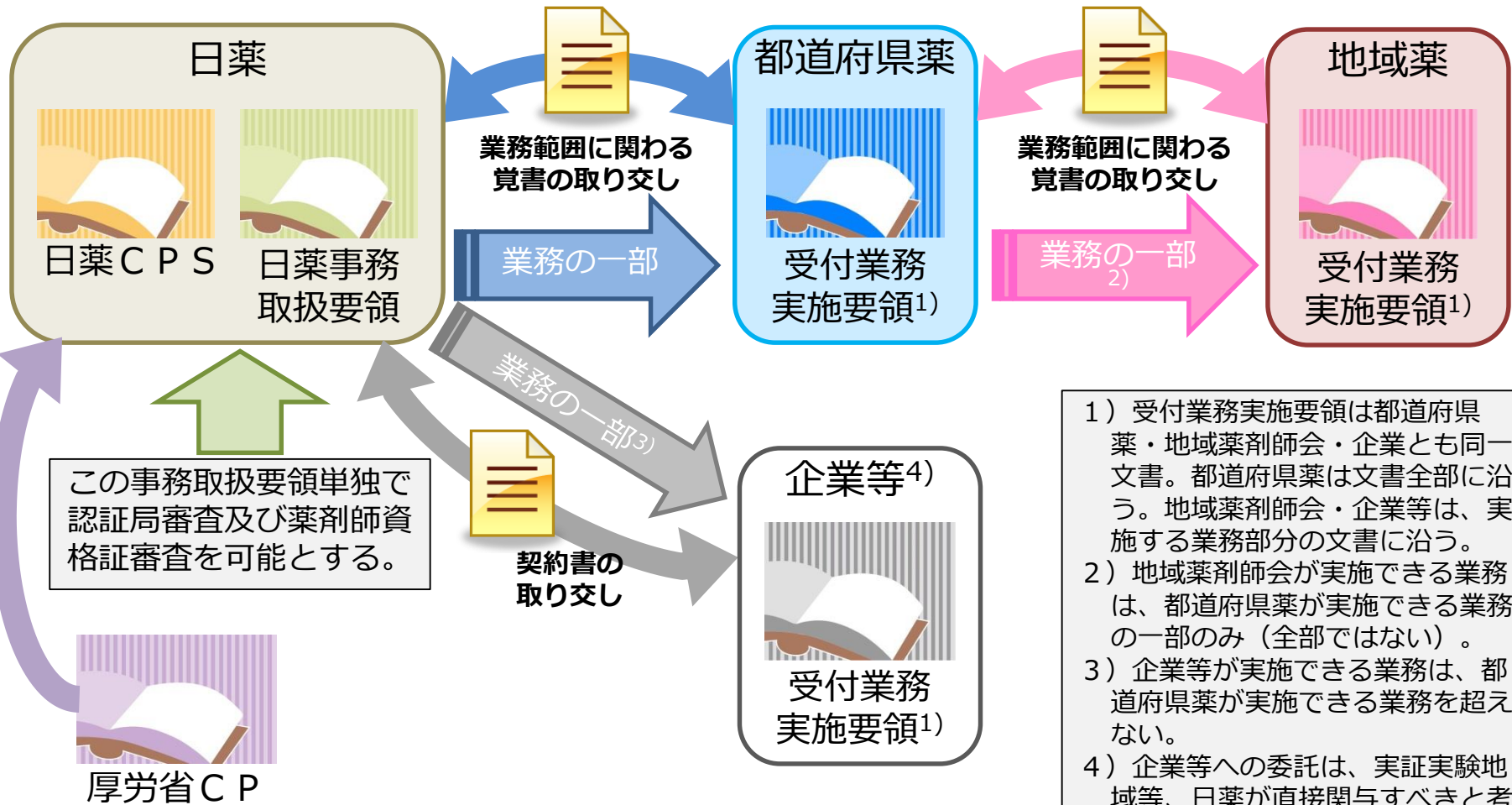


■ 基本的な考え方

- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」であると同時に、内蔵するICチップに電子的なH P K I（保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書を含む電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須である。**
 - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
 - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
- 都道府県薬との連携**（日薬だけの運用は難しい）。
 - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みを導入



日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。

発行の状況



2015	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備
2016	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	4枚発行
2017	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	・ 本格的発行の開始	累計約350枚
2020	・ 発行の継続	累計約650枚
2021	・ 発行の継続	累計約950枚

まだまだ発行枚数が少ない状況です・・・

発行増に向けた地道な取り組み

- 都道府県薬向けの説明会の実施
 - 薬剤師資格証発行体制確保の意義
- 各種資材の作成
 - 都道府県薬受付対応マニュアル、DVD等（作成済）
 - 会員向け啓発資材（検討中）
- 利用シーン拡大のための対応
 - 非接触読み取りとその利用
 - 読み出し用プログラムの開発
 - 研修会での出欠記録
 - 認証用電子証明書の利用
 - システムドライバの開発
 - レセコンや電子薬歴システム等へのログイン等々

発行増につながる可能性のある動き - 1

電子処方箋の発行

年月	主な出来事
2008/07	処方せんの電子化について
2012/04	処方箋の電子化に向けて
2013/03	電子処方箋の実現について
2013/09	電子処方箋の実現に向けた工程表
2016/03	電子処方せんの運用ガイドライン(第1版)
2017/12	★規制改革会議でGL変更の議論開始
2018/06	★規制改革実施計画でGL変更と言及
2019/04	電子処方箋の普及促進のための工程表 公表
2019/06	★成長戦略フォローアップ2019
2019/09	今後のデータヘルス改革の進め方について 公表(9日)
2019/12	★デジタル・ガバメント実行計画
2020/04	電子処方箋の運用ガイドライン(第2版)

紙から電子への移行期のGLとして策定。
電子処方箋引換証を使う仕組み。
電子処方箋に対応できない薬局でも「引換証」を活用することで、患者のフリーアクセスを担保。

仕組みが難しすぎるとの指摘。
2018年度検討・結論、
2019年度上期措置(工程表の策定)

2019年度中にガイドラインを改定

2023年度から実施

電子処方箋の実現に向けた動きが加速

年月	主な出来事
2019/12	★デジタル・ガバメント実行計画 2023年度から実施
2020/04	電子処方箋の運用ガイドライン(第2版)
2020/07	★経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)
2020/07	★成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)
2020/07	「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」公表(30日)

電子化に向けて必要な環境整備を2020年度中に開始し、2022年度から環境整備を踏まえた実施(1年前倒し)

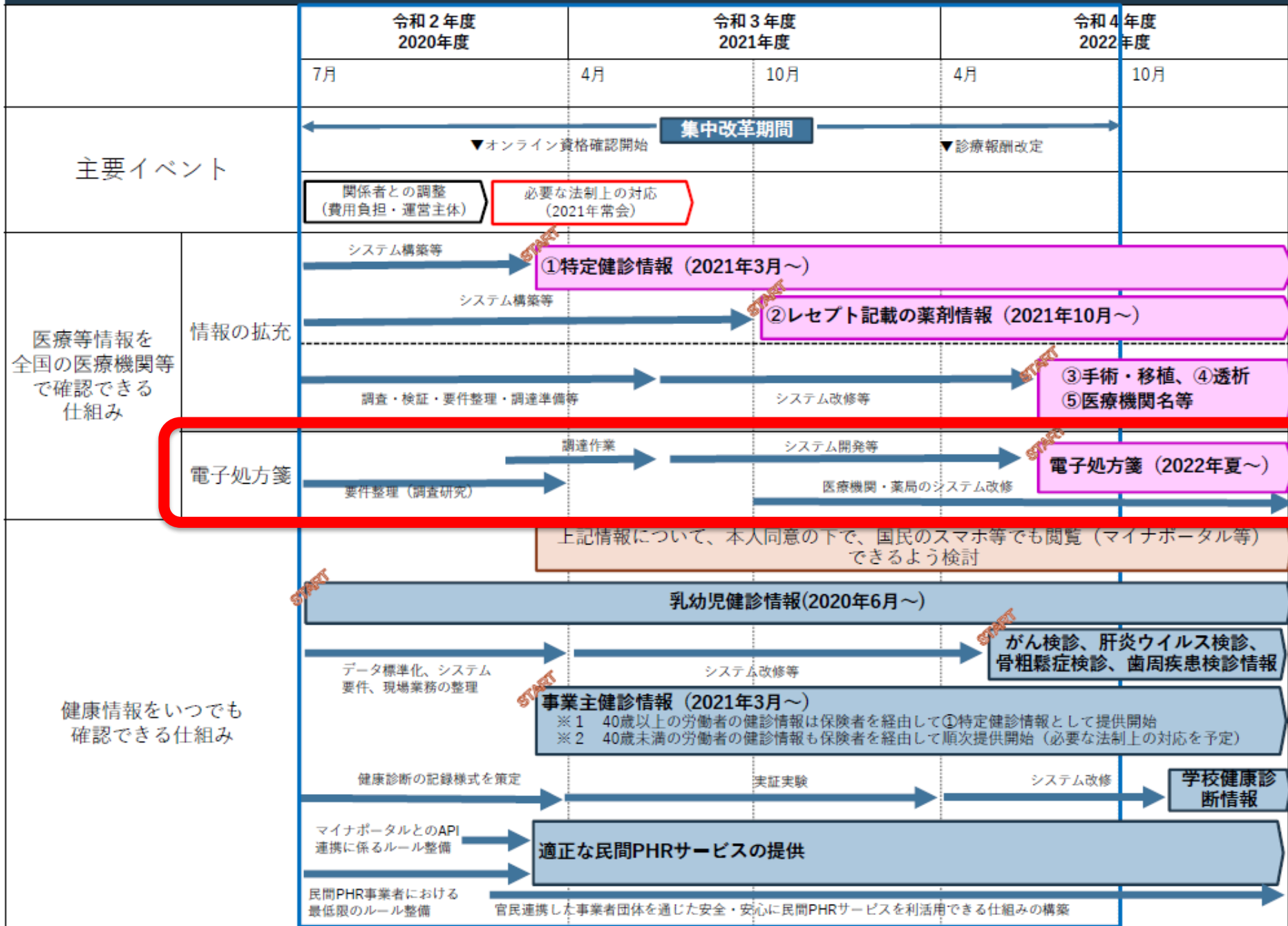
既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始(1年前倒し)

厚労省の「データヘルス改革推進本部」が策定・公表

▼厚労省データヘルス改革推進本部

- 本部長: 厚生労働大臣、 顧問: 厚生労働省顧問、 本部長代行: 事務次官、 本部長代理: 技術・国際保健総括審議官
- 本部長: 医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、労働基準局安全衛生部長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、政策統括官(総合政策担当&統計・情報政策担当)、大臣官房審議官(危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当&医政、精神保健医療、災害対策、医薬品等産業振興担当&健康、生活衛生担当&医薬担当&老健、障害保健福祉担当)
- 事務局長: 保険局長(※本部長と兼務)
- 事務局長代行: 大臣官房審議官(医療介護連携担当)、保険局医療介護連携政策課長、政策統括官(統計・情報政策担当)情報化担当参事官室長

データヘルス集中改革プラン（2年間）の工程



※電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。



議論の加速

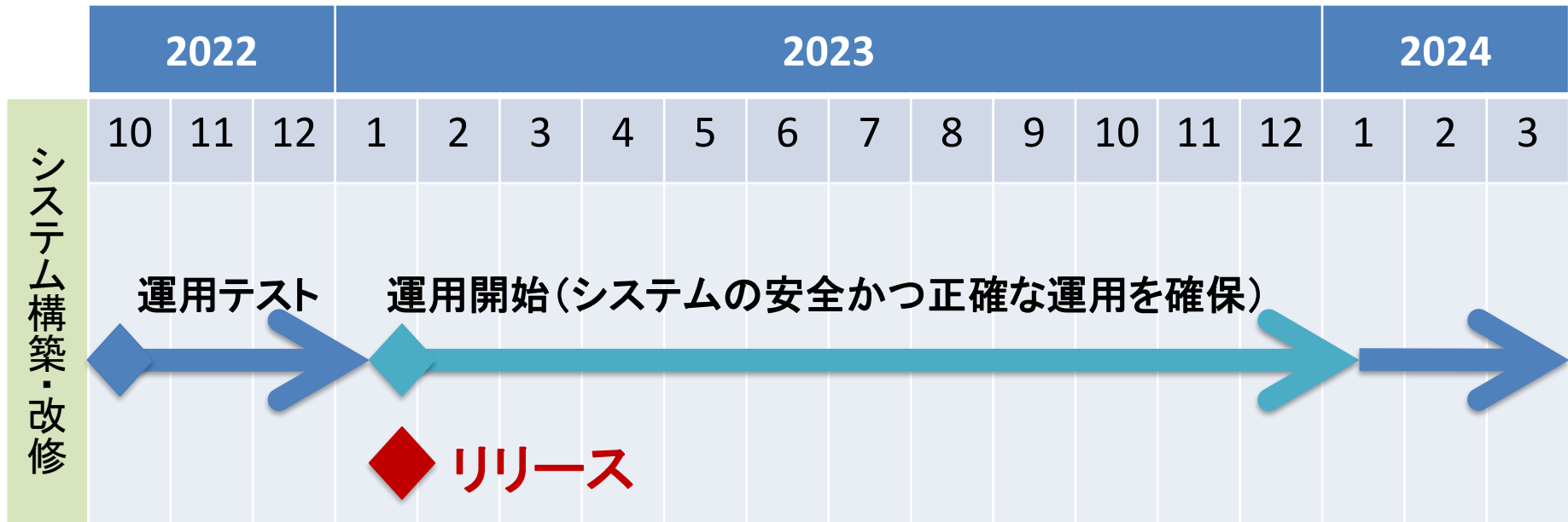
年月	主な出来事
2020/07/30	「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」公表
2020/09/09	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2020/10/19	第4回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第3回医療等情報利活用WG
2020/10/29	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2020/11/06	第5回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第4回医療等情報利活用WG
2020/11/12	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2020/11/25	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2020/12/04	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2020/12/09	第6回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第5回医療等情報利活用WG
2021/01/08	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/02/10	第4回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/02/17	第4回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2021/03/末	電子処方箋検討会議報告書
2021/06/18	★ 成長戦略フォローアップ （令和3年6月18日閣議決定）
2021/06/18	★ 経済財政運営と改革の基本方針2021 （令和3年6月18日閣議決定）

スケジュール変更が示される

年月	主な出来事
2021/03/末	電子処方箋検討会議報告書
2021/06/18	★成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）
2021/06/18	★経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）
2021/07/02	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/07/28	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2021/07/29	第7回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第7回医療等情報利活用WG

- 電子処方箋については、骨太2020において、2022年夏を目処に運用を開始することとされていたため、令和2年度第3次補正予算を確保し、運営主体である支払基金においてシステム開発業者の調達手続きが進められてきた。
- 7月2日が入札期日であったが、入札がなく、再調達が必要。
- 再調達を行う場合のスケジュールは、**当初予定から5ヶ月程度の遅れ。**
（2022年9月頭の運用開始予定から、**2023年1月の運用開始予定に変更。**）

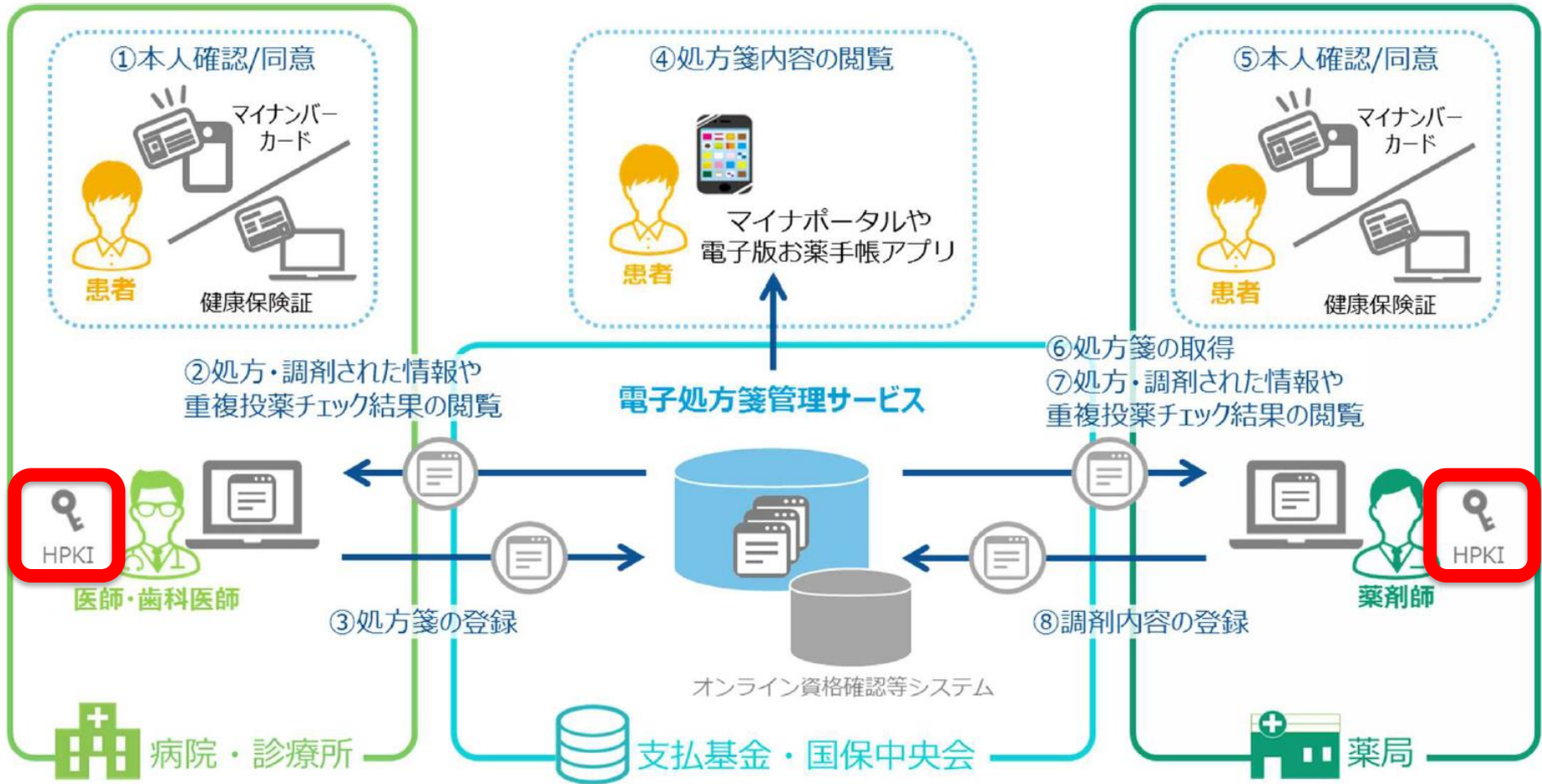
慎重な運用に変更？



線の色の違いが意味深...

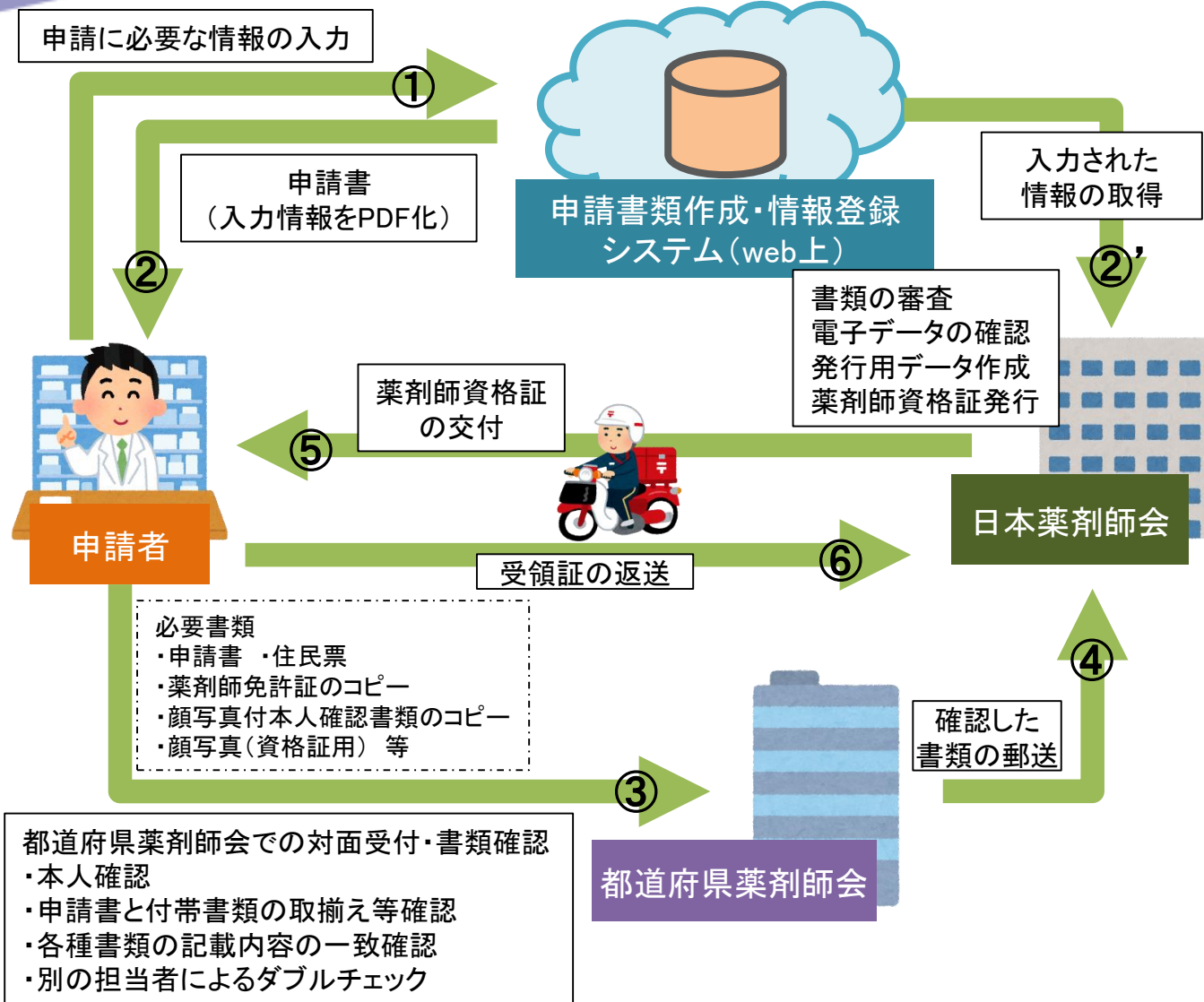
第7回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第7回医療等情報利活用WG 資料 (抜粋並びに一部改変)

(その後も議論が続き) 最新の概要図

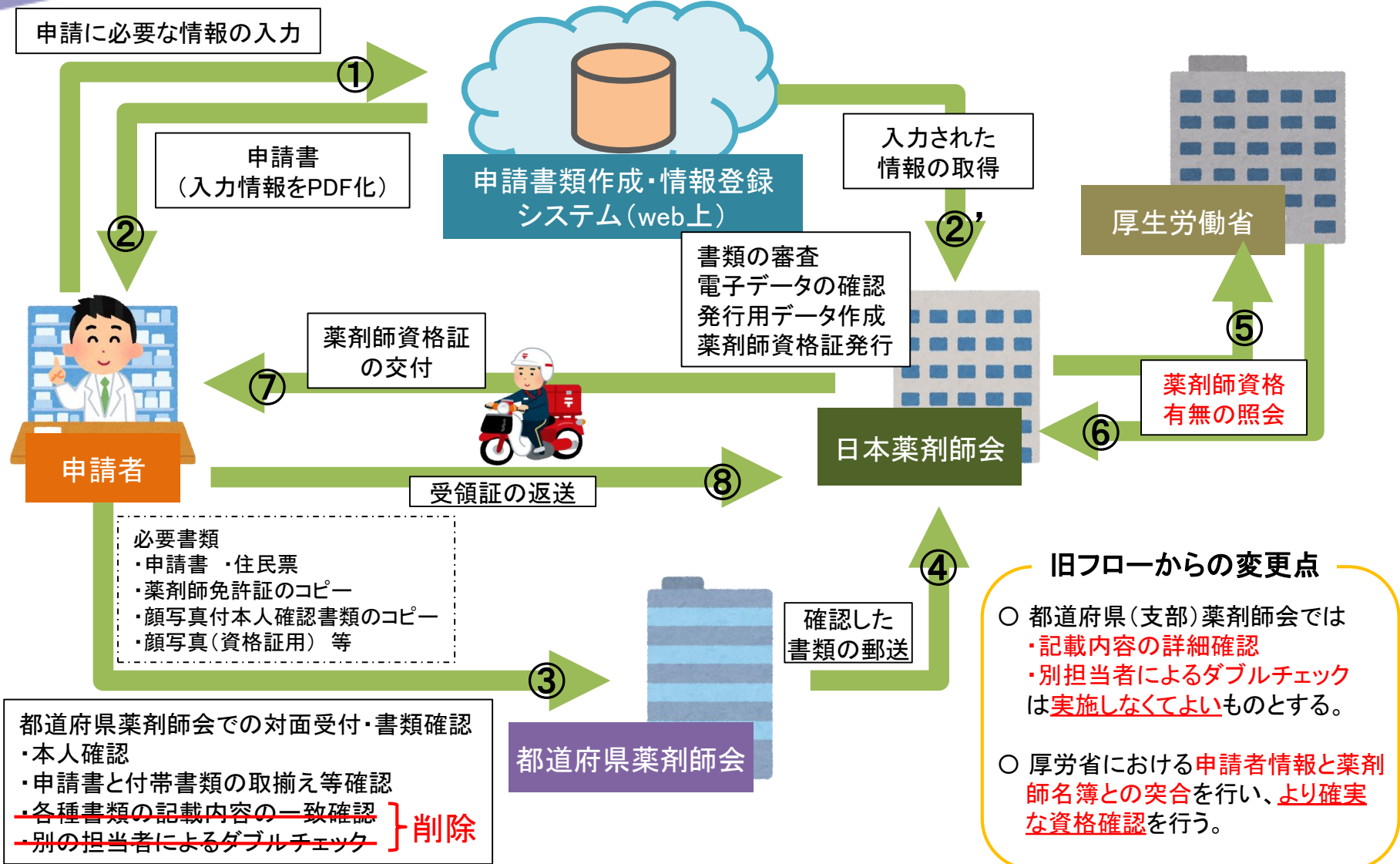


結果論ですが、薬剤師資格証の発行は増えると予想

薬剤師資格証発行フローの変更 (旧フロー)



薬剤師資格証発行フローの変更 (新フロー)



診療報酬上での評価

電子紹介状を送る医療機関

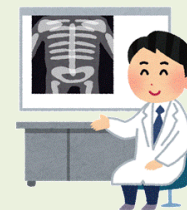
- 検査・画像情報提供加算
 - ・ 退院する患者の場合200点
 - ・ 外来患者30点



要件を満たせば、IT加算
やIT評価料を算定できる。

電子紹介状を受け取る医療機関

- 電子的診療情報評価料
 - ・ 一律30点



電子紹介状を受け取る薬局 服薬情報提供書を送る薬局

IT加算は算定できる。
評価料の項目は無い。

IT加算の項目は無い。



医療機関は検査・画像情報提供加算を算定可能となったこともあり、やり取りに必要な「医師資格証」の発行が増加。さらに、電子紹介状を念頭に置いた「文書交換サービス」を(間接的に)日医がサービスイン。

発行増につながる可能性のある動き - 3

使い勝手の向上

これまで



薬剤師資格証発行申請

薬剤師資格証発行



日本薬剤師会
電子認証局

規制改革会議
等から指摘有り

カードが破損すると、電子署名が利用できない。

電子処方箋を見据えた対応



薬剤師資格証発行申請

薬剤師資格証 + 第二証明書発行



日本薬剤師会
電子認証局

登録



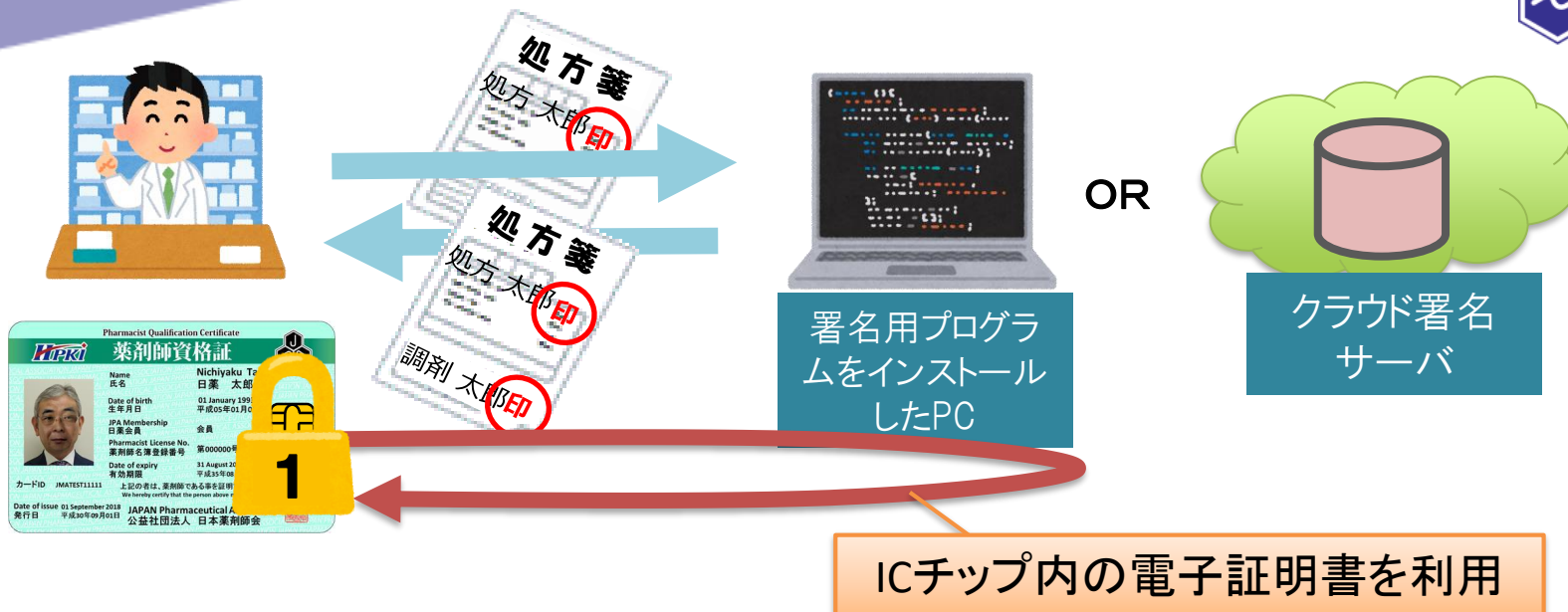
- 「第一」に紐づけて「第二」を発行
- 「第二」といっても、「第一」と同じ性能
- 「第一」と「第二」どちらを利用してもOK
- 発行と同時に「電子処方箋専用署名サーバ」に登録

カードが破損しても、「第二」で運用可能

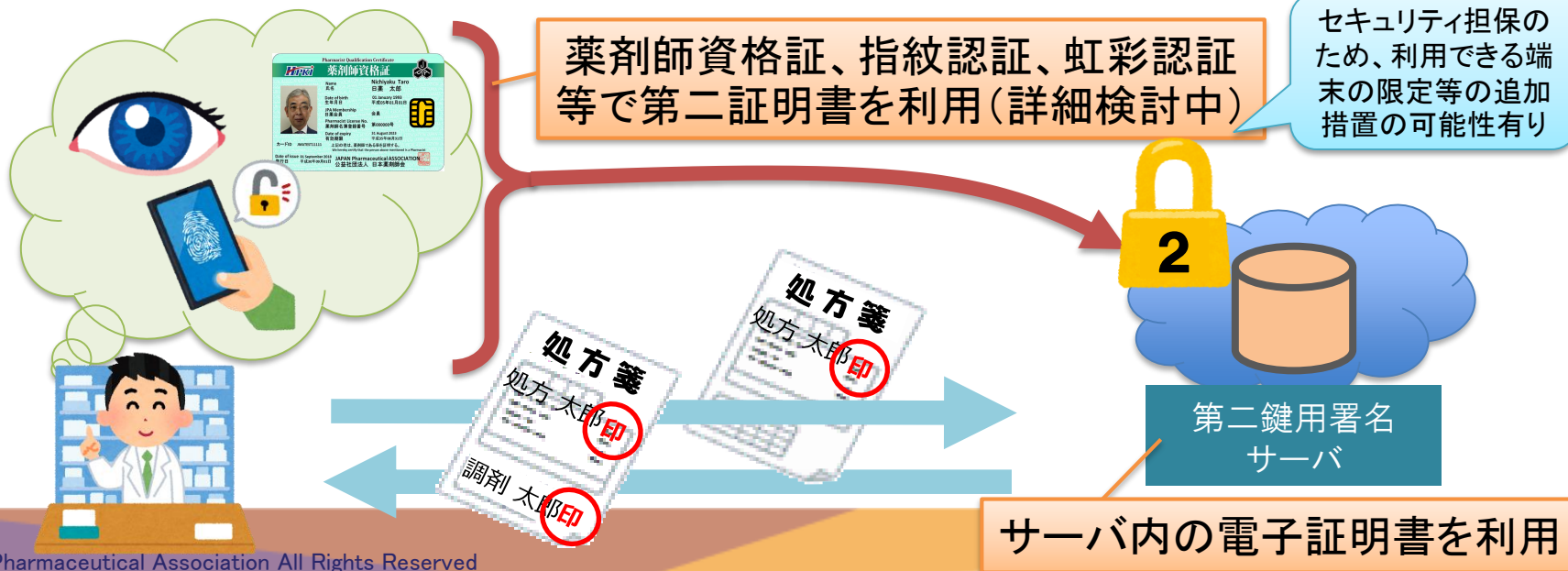
2つの電子証明書の利用方法（想定）



薬剤師資格証を利用



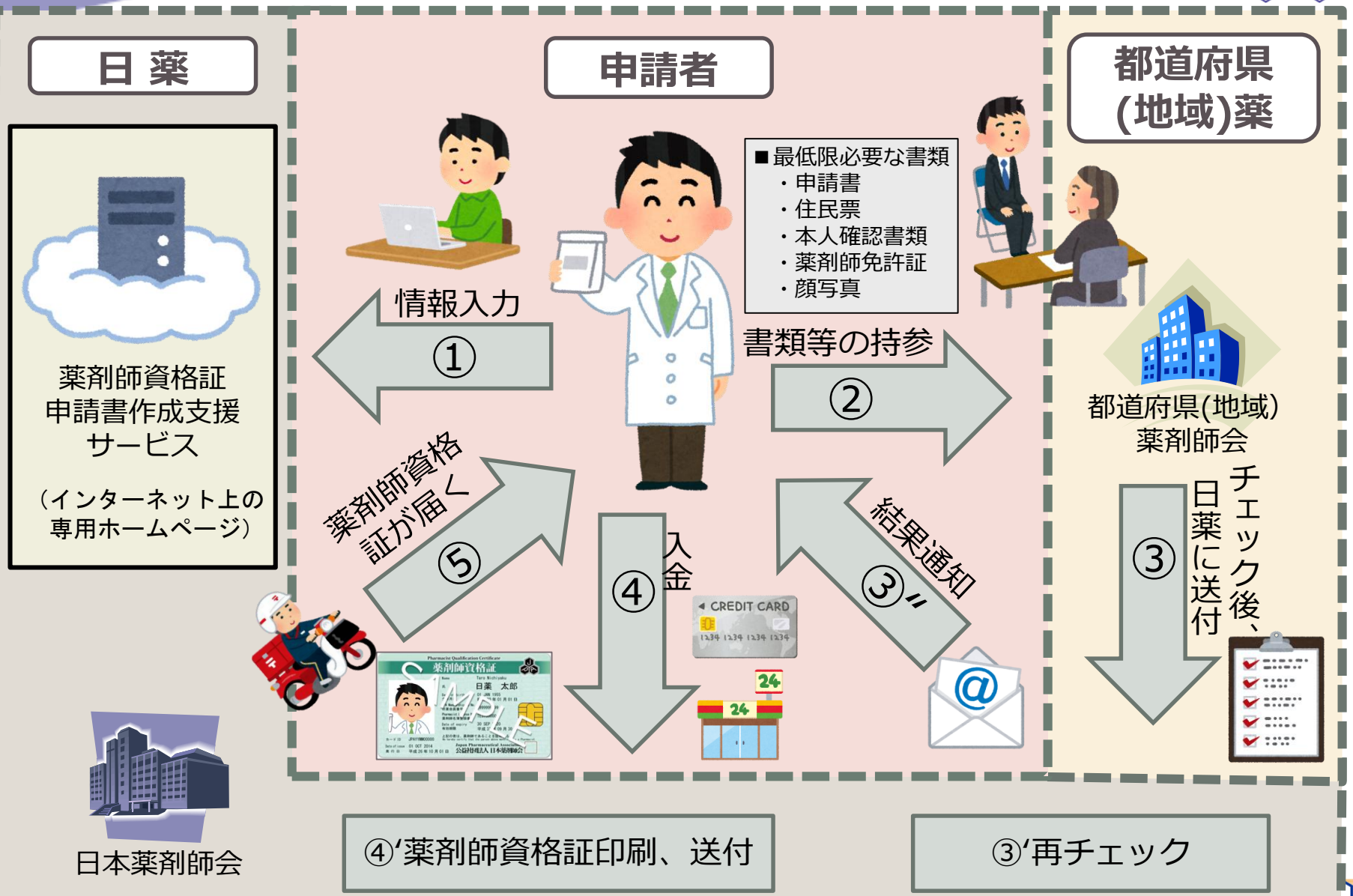
第二証明書を利用



本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. 日本薬剤会認証局の現状
- 3. 申請から発行までの流れ**

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



申請方法について（その特色）

- 薬剤師資格証の発行申請書の作成は、専用のホームページで行う。
- またその際の入力データを、認証局側でも流用できる仕組み。
- 申請書の手書き部分は、「暗証番号」と「署名」の二箇所のみ。
- 以上の仕組みを構築した利点
 - 認証局でデータをデジタル化する必要がない。
 - 文字の誤入力、誤判別の可能性が少ない。
 - 異体字等が氏名に含まれている場合でも、本人の意思で代替する文字を選択し、申請することになる。
- 現時点では、ほぼ上手く稼働しています。

発行申請書作成画面の例

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請区分「A：新規申請」の申請情報入力ページです。
以下入力欄に必要な情報を入力してください。
グレーで入力できない欄につきましては入力不要の項目となります。

【申請者登録情報】

氏名	漢字	必須 全角文字	姓	<input type="text"/>	名	全角文字
	フリガナ	必須 全角カナ	姓	全角カナ	名	全角カナ
	ローマ字	必須 半角英字	姓	半角英字	名	半角英字
<input type="button" value="カナ⇒ローマ字表記変換"/> ←フリガナ入力後クリック						
生年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1	月 1 日
性別	必須	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性				
住民票記載住所	郵便番号	必須 半角数字	XXX-XXXX		<input type="button" value="住所変換"/> ←郵便番号入力後クリック	
	都道府県	必須	北海道			
	市区町村	必須 全角文字	全角文字			
	番地・その他	必須 全角文字	全角文字			
薬剤師名簿登録番号	必須 半角英数字	第	半角英数字		号	
薬剤師名簿登録年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1 月 1 日	
日本薬剤師会会員区分	必須	<input type="radio"/> 会員 <input type="radio"/> 非会員 <input type="radio"/> 入会手続き中				

必要事項の入力

【薬剤師資格証の記載氏名及び送付先】

薬剤師資格証記載氏名	必須	<input checked="" type="radio"/> 現姓（本名） <input type="radio"/> 旧姓・旧名 <input type="radio"/> 通名	
	必須	<input type="radio"/> 住民票記載住所 <input type="radio"/> 薬剤師資格証送付先住所	

申請者情報の登録画面になりますので、揃えた申請書類を確認しながら、必要な事項を入力していきます。

発行申請書作成の例

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 発行申請書(新規)

① 申請情報

申請日 2017/08/22
 申請区分 A:新規
 カードID JPA

申請者氏名* (本名・現姓) **神谷まさゆき**

※継続・再発行の場合はカードIDが記入されます。

② 申請者登録情報

フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
漢字	姓	本田	名	顕子
ローマ字	Sur Name	Honda	Given Name	Akiko
生年月日	昭和46年9月29日		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
住所 住民票記載住所	〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号			
薬剤師名簿登録番号	第 000001 号	薬剤師名簿登録年月日	平成10年1月1日	
日本薬剤師会会員区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 入会手続き中 <input type="checkbox"/> 非会員			

③ カード発行情報

暗証番号 **1193** (カードを使用するための暗証番号です。任意の数字4桁を記入ください。暗証番号は0000や1111など同じ数字の連続はできません。)

薬剤師名簿記載氏名選択 現姓(本名) 旧姓・旧名 通名

フリガナ	セイ	メイ
漢字	姓	名
ローマ字	Sur Name	Given Name

住所 申請者住民票住所と同じ その他住所
 〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号
 (組織名) (部署名)

④ 連絡先住所

申請者住民票住所と同じ カード送付先住所と同じ その他住所

〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号
 (組織名) (部署名)

電話番号 0333511170 FAX番号
 メールアドレス webmaster1@nichiyaku.or.jp

私は以下の内容を確認し、日本薬剤師会認証局に薬剤師資格証を申し込みます。
 『日本薬剤師会認証局運用規程(CPS)』及び『日本薬剤師会認証局利用規約』に同意します。
 ・顔写真、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号が薬剤師資格証の券面に記載されることに同意します。

◆認証局使用欄

WEB申請ID	JPA_201708220001	受付番号	
◆LRA確認欄		◆日本薬剤師会確認欄	
確認日		確認日	
照査日		照査日	

Ver1.0

ダウンロードしたPDFを印刷し、発行申請書に必要な追記等を行います。

自署で署名。

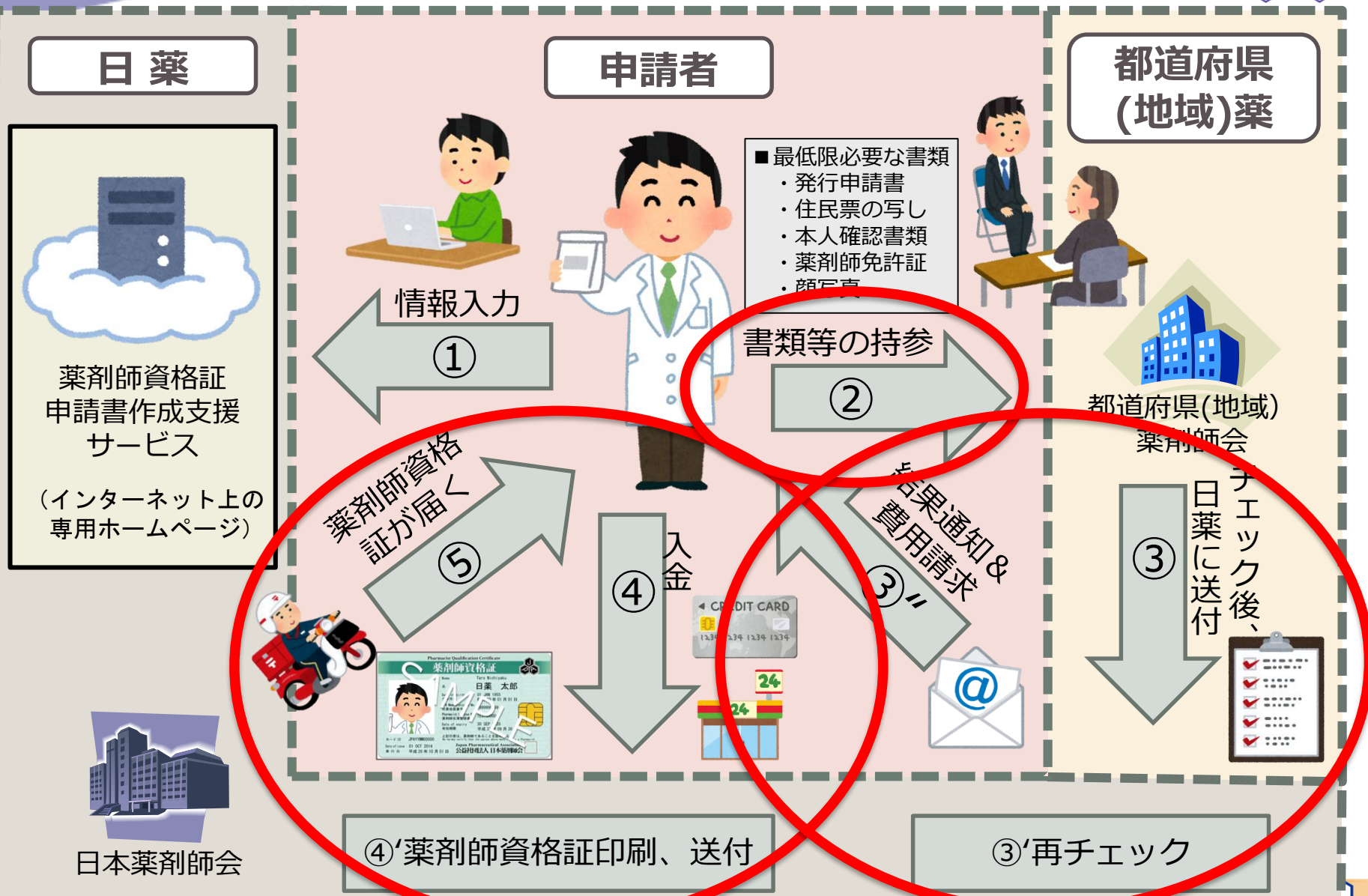
暗証番号(数字4桁)記入。

顔写真(6ヶ月以内のもの)を貼付。



以上で発行申請書の作成は終了です。

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



- 最低限必要な書類
- ・発行申請書
 - ・住民票の写し
 - ・本人確認書類
 - ・薬剤師免許証
 - ・顔写真

■ 薬剤師資格証の価格（定価：非会員）

カード発行費： 8,000円（通常更新の場合、5年毎に必要）

年間運用費： 12,000円

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	カード発行費	年間運用費	合計
初年度	8,000	12,000	20,000
2～5年度	-	12,000	12,000
更新時	8,000	12,000	20,000

通常の更新でも、5年毎にカード発行費がかかる。

● 運用の詳細

発行種別		カード発行費	有効期限
新規発行		取る（カード発行費として）	新たに5年
期限内の更新		取る（カード発行費として）	新たに5年
再発行	失効後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（カード発行費として）	新たに5年
	紛失後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	破損後	取る（カード発行費として）	新たに5年

■ 薬剤師資格証の会員価格

初年度費用：12,000円（カード発行と年間運用を含めた価格）

年間運用費：6,000円（通常更新なら以後ずっと同じ額）

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	初年度費用	年間運用費	合計
初年度	12,000	-	12,000
2～5年度	-	6,000	6,000
更新時	-	6,000	6,000

通常更新であれば更新時でも、いわゆるカード発行費は不要。

● 運用の詳細

発行種別		カード発行費相当額	有効期限
新規発行		取る（初年度費用として）	新たに5年
期限内の更新		取らない	新たに5年
再発行	失効後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（初年度費用として）	新たに5年
	紛失後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	破損後	取らない	4年以上5年以内で年間運用費のキリのよい時※

※H29/4/1発行（有効期限H34/3/31）の薬剤師資格証が、H30/5/20に破損した場合、H30/5/21を発行日とし、H35/3/31（4年10ヶ月と10日後）を有効期限とする。こうすれば、年間運用費のキリと薬剤師資格証の有効期限がズレない。



ご静聴ありがとうございました。

検討事項も山積みの状態ですが、電子処方箋の発行や今後の地域医療情報連携基盤等の進展に鑑み、着実に対応する予定です。